

四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第36号

四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年四日市市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで（略）</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け（第11条—<u>第14条</u>）</p> <p><u>第5章 四日市市災害弔慰金等支給審査会（第15条）</u></p> <p><u>第6章 雑則（第16条）</u></p> <p>附則</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び<u>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令</u>（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第3章まで（略）</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け（第11条—<u>第15条</u>）</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び<u>同法施行令</u>（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対する災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。</p>

第5章 四日市市災害弔慰金等支給審査会

(審査会の設置)

第15条 市に、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、四日市市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 前項に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 雑則

第16条 (略)

第15条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 四日市市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年四日市市条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表（第1条、第2条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額
(略)		
児童発達支援センター嘱託医師及び嘱託歯科医師	(略)	

四日市市災害弔慰金等支給審査会委員	日額 21,400円	同
三泗介護認定審査会	(略)	
(略)		
備考 (略)		

改正前		
別表（第1条、第2条関係）		
区分	報酬の額	費用弁償の額
(略)		
児童発達支援センター嘱託医師及び嘱託歯科医師	(略)	
三泗介護認定審査会	(略)	
(略)		
備考 (略)		

(健康福祉部福祉総務課)